

副 本

令和8年 第7回 吉川市教育委員会会議録

令和8年7月24日（金）

吉川市教育委員会告示第10号

令和8年第7回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和8年7月17日

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

1 日 時 令和8年7月24日（金）午後3時30分から

2 場 所 市役所301会議室

3 付議案件

第24号議案 吉川市文化芸術推進審議会への諮問について

第25号議案 吉川市図書館協議会委員の任命について

第26号議案 通学区域の調整及び中学校の選択による学校選択希望者の受入可能人数等の決定について

第27号議案 吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

開会の日時	令和8年7月24日 午後3時30分
閉会の日時	令和8年7月24日 午後4時30分
会議開催の場所	吉川市役所301会議室
教育長	清水 孝二
教育長職務代理者	荒井 一美
会議に出席した委員の氏名 席順 1 清水 孝二 2 荒井 一美 3 小林 照男 4 岡田 早代子 5 塩入 英明	
会議に欠席した委員の氏名	
説明のため会議に出席した者の職・氏名 教育部長 岡崎 久詩 教育部副部長兼学校教育課長 野見山 伸一 教育総務課長 飯野 耕太郎 生涯学習課長 油川 誠 学校教育課学校支援担当主幹 広井 毅 学校教育課学校支援担当主幹 兼教育センター所長 秋山 千幸 生涯学習課文化財保護 担当主幹 山崎 功二	
会議に出席した事務局職員 書記長（教育部長） 岡崎 久詩 書記（教育総務課管理担当） 山崎 大樹	
傍聴人 0人	

令和8年第7回吉川市教育委員会会議 議事日程

日 程	議案等番号	内 容	提出者等
		開会の宣告	教育長
日程第1	—	会議録の承認について	〃
日程第2	第24号議案	吉川市文化芸術推進審議会への諮問について	〃
日程第3	第25号議案	吉川市図書館協議会委員の任命について	〃
日程第4	第26号議案	通学区域の調整及び中学校の選択による学校 選択希望者の受入可能人数等の決定について	〃
日程第5	第27号議案	吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正 する規則について	〃
日程第6		その他	
	—	閉会の宣告	教育長

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後 3 時 3 0 分）

○清水教育長 ただいまから令和 8 年第 7 回吉川市教育委員会会議を開会する。

◎日程第 1、会議録の承認について

○清水教育長 （議題の宣告）

（採決の宣告・採決・前回会議録は承認）

◎日程第 2、第 2 4 号議案、吉川市文化芸術推進審議会への諮問について

○清水教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○岡崎教育部長 第 2 4 号議案「吉川市文化芸術推進審議会への諮問について」を説明させていただきます。本案については、現行の吉川市文化芸術推進基本計画の計画期間が令和 8 年度末で終了することから、令和 9 年度を始期とする次期計画を策定するにあたり、吉川市文化芸術基本条例第 8 条第 3 項に基づき、別紙諮問書案のとおり、吉川市文化芸術推進審議会へその内容について諮問するものである。なお、詳細については、担当課長より説明をさせていただきます。

○油川生涯学習課長 内容について詳細を説明させていただきます。本案により諮問を考えている吉川市文化芸術推進基本計画については、文化芸術基本法で地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定に努めるとされている。本市においては、令和 4 年 4 月に吉川市文化芸術基本条例が施行され、この条例に基づき、令和 5 年度から令和 8 年度を計画期間とする計画を策定しており、現行計画が計画期間の満了を迎えることから、新たな計画を策定しようとするものである。スケジュールについては別紙資料のとおり、8 月 6 日に第 1 回目の審議会を予定しており、計画案の作成をこれ以降進め、令和 9 年の 1 月頃にパブリックコメントを行った上で、3 月の教育委員会会議において、本諮問への答申の報告と計画案を上程させていただきたいと考えている。

○清水教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

（採決の宣告・採決）

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第 2 4 号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第 3、第 2 5 号議案、吉川市図書館協議会委員の任命について

○清水教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○岡崎教育部長 第25号議案「吉川市図書館協議会委員の任命について」を説明させていただく。本案につきましては、1名の委員について所属団体から交代の申し出があったことから、後任として新たに吉川市図書館協議会委員を任命したいので、吉川市図書館条例第8条第2項の規定に基づき、この案を提出するものである。任期については、任命日から前任委員の残任期間となる令和9年6月30日までである。詳細については、担当課長より説明させていただく。

○油川生涯学習課長 内容について詳細を説明させていただく。吉川市図書館協議会については、図書館法また吉川市図書館条例に基づいて設置をしている審議会である。条例において委員の構成を学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者としており、現在8名の委員が任命されている。このうち学校教育の関係者について、4月の人事異動に伴い、委員の交代の申し出が所属団体からあったことから、後任の候補者を提案するものである。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第25号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第4、第26号議案、通学区域の調整及び中学校の選択による学校選択希望者の受入可能人数等の決定について

○清水教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○岡崎教育部長 第26号議案「通学区域の調整及び中学校の選択による学校選択希望者の受入可能人数等の決定について」を説明させていただく。本案は令和9年度に就学を予定している、小学校1年生にかかる調整選択及び中学校新1年生にかかる学校選択について、また、保護者からの申請受付期間や各小中学校の受入可能人数について、案のとおり定めるものである。詳細については、担当課長より説明させていただく。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 内容について詳細を説明させていただく。本案については、令和9年度小学校就学予定者の通学区域の調整及び中学校進学予定者の中学校の選択に関わる中学生学校選択の申請受付について、「吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則」の規定により、学校選択希望者の各小中学校における受け入れ可能な人数と申請者の提出期限を定める必要があるため、提出するものである。受け入れ可能な人数については、各小中学校の普通教室の数など、施設の状況と通学区域内の就学予定児童生徒数及び転入等の異動による児童生徒数を考慮した上で見込んでいる。

議案書 6 ページの 1 「令和 9 年度学校選択、受け入れ可能人数見込み数」のとおり、小学校では旭小学校、三輪野江小学校、関小学校、栄小学校の 4 校については、1 学級増までの人数と考えている。吉川小学校と北谷小学校の 2 校については 1 学級増とならない人数とし、中曽根小学校と美南小学校の 2 校については受け入れを行わないことと考えている。中学校については、東中学校、南中学校、中央中学校は 1 学級増までの人数と考えている。吉川中学校の受け入れについては、中学校選択校の対象から外すものと考えている。また、申請書の提出期限については、事務処理などに要する時間や入学通知書発送時期などを考慮し設定した。抽選の実施については、申請数が各学校の受入可能人数を超えた場合のみ実施するが、参考として小学校の調整選択制度、中学校の学校選択制度ともに過去に抽選を行ったことはない。小学校の調整選択制度は 9 月 1 日付けで郵送予定の保護者あて案内において、9 月 23 日（水曜日）を公開抽選日の開催日として告知する。中学校の学校選択制度については、9 月 8 日付けで各小学校を通じて児童に配布予定の保護者あて案内において、11 月 7 日（土曜日）を公開抽選日の開催日として告知する。どちらも会場は吉川市役所 3 階の会議室を予定している。

○清水教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

（採決の宣告・採決）

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第 26 号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第 5、第 27 号議案、吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

○清水教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○岡崎教育部長 第 27 号議案「吉川市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について」を説明させていただく。本案については、埼玉県立学校職員含む規定の一部を改正する規則が令和 8 年 6 月 30 日に公布されたことに伴い、本規定の一部を改正するものがある。具体的な改正箇所については、様式 29 号の自己啓発等休業承認申請書における、注意書 3 に記載された「シニア海外ボランティア」という語句を「シニア海外協力隊」に改めるものである。

○清水教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○小林委員 吉川市の自己啓発休業の申請の実績の状況を教えていただきたい。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 現時点ではゼロである。

○小林委員 小学校での英語教育や今後の情報教育など、教員の学び直しが必要な場合に

はこの自己啓発休業を利用するのか。それとも職務上必要な学び直しの場合には別の制度があるのか。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 目的によって様々であり、例えば埼玉県では、試験を受ける必要があるが、身分が保証されたまま給与の支給を受けつつ、1年間の長期研修を受けることができる制度がある。今回の自己啓発休業については、そういう試験を通っていくものとはまた別のものであり、これはあくまでも個人の自己啓発について対象であると捉えている。

○清水教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(採決の宣告・採決)

○清水教育長 発言がないため、異議なしと認める。したがって、第27号議案は、原案のとおり可決された。

◎日程第6、その他について

○清水教育長 (事務局から報告等がないかの発言)

○岡崎教育部長 令和8年第8回教育委員会会議の開催については、8月19日水曜日に午後3時00分から303会議室で予定している。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 3点報告事項があり、1点目に部活動地域展開推進協議会について、これまでの取組の報告をさせていただく。本件については、令和7年度より、埼玉県地域スポーツクラブ活動体制整備事業コーディネーターの二宮雅也文教大学人間科学部人間科学学科教授を本協議会の会長とし、吉川市スポーツ協会、吉川市文化連盟など計24名で、吉川市の今後の部活動について協議している。国は令和8年度から10年度を改革実行期間（前期）として示し、休日において、原則全ての学校の部活動の地域展開の実現を目指すとしている。本市においても国に準じて改革し、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障することを実施方針として取組を進めているものである。本市では令和6年度に全5回、庁内で地域展開準備委員会を実施し、現状の把握や先進自治体の事例研究及び今後の推進計画や課題について検討を行い、令和7年度からは先ほど申し上げた地域展開推進協議会を開催し、これまで5回の協議を重ねてきた。協議の内容としては、近隣や先進自治体への調査や児童生徒、保護者、教職員への部活動に関するアンケート調査の結果分析、NPO法人みらいのブカツを協力団体として教育委員会が連携、協力して課題の吸い上げ、その解決策を協議してきた。そして指導者や活動場所の確保などが整った種目は暫定的に地域クラブとして活動を始めた

ところである。

今後の取組と課題は主に4点あり、1点目は、休日における地域展開実施時期の決定である。現在、推進協議会の実施案として、原則令和9年9月を目途に休日における地域展開を実施し、準備が整わない種目についても順次実施し、令和10年9月までを期限しており、今後、庁内の会議等でも合意形成を図っていきたいと考えている。

2点目は児童生徒、保護者、教職員への周知である。休日における地域展開実施やそれにかかる生徒の活動などを適切な時期、方法で広報するためにはどうすればよいかを推進協議会でも意見をいただいている。

3点目はさらなる暫定的な地域クラブ活動の推進である。指導者の確保等を行い、休日の活動を暫定的な地域クラブ活動に展開していく予定である。

4点目は地域展開の運営団体の運営資金の予算化である。実施主体であるそれぞれの種目の地域クラブを統括し、指導者の研修、会計処理、広報等を行う運営団体について、国や県の補助制度を用いながら運営資金を予算化し、外部に委託することを方針立てているところである。

地域展開は子どもたちに豊かで幅広い活動機会を保障する上で非常に意義深いものと考えているが、実際に地域展開を試みると指導者の確保や受益者負担の価格設定、経済的格差によって活動の機会を失わせないための経済的困窮世帯への支援など難しい課題が多々あり、これまで学校部活動が担ってきた子供たちの成長の機会を確保するためにも、引き続き推進協議会で様々な視点から協議を進めて行きたいと考えている。今後の方向性について4つの課題を挙げさせていただいたが、教育委員の皆様にもご理解いただくとともに、意見をいただき、方針についてご承認いただきたい。

○岡田委員 説明の中にあつたNP0法人みらいのブカツについて、どのような活動をしていて、どのような方が活動に関わっていただいているのが具体的に教えてほしい。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 NP0法人みらいのブカツについては、吉川市みらいステップアップ助成金を活用し、活動している組織である。地域クラブ活動についての国や県の動向の広報及びスポーツ、文化団体や学校との関係を繋ぐコーディネーターとしての役割が主なところであり、メンバーについては、退職した元小中学校校長などが中心となっている。元校長ということで部活動にも知見があり、部活動について課題等を把握されている方が動いていただいているというところが現状である。

○岡田委員 保護者の中で、部活動というのは子どもたちにとって影響の大きいものと考えてる方も多く、特に人数が少なくなっている学校は、部活動自体がなくなってしまう状況の中で、部活動の有無で入学を決める方も多いのではないかと思います。こ

れは意見であるが、その中で今後この方向性がどうなっていくのかということになるべく早い段階で現状等を広く周知していただきたと思う。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 我々も同じ意見であり、特に中学校については、先ほど申し上げた学校選択制もあり、その選択制の期日前までには保護者に何らかの形で周知したいと考えている。先日の推進協議会の中では、チラシのほか、AIを使用した動画作成など、様々な視点で広報するのがいいのではないかと意見もいただいているところである。令和9年9月を一つの目標として、休日の活動を地域に発展的解消していく状況で進めていくのであれば、今年度の学校選択制の受付日前には何かしらの広報をしていきたいというふうに考えている。

○小林委員 指導者の雇用についてはどのような想定になるか。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 運営主体が人材バンクのようなものをつくり、登録された人材をそれぞれのクラブに派遣をしていくような形をとり、活動した指導者に対し、時給制で報酬を支給するものを想定している。また、教職員も兼職兼業を認めて指導者として活動することも想定している。

○小林委員 いい指導者に巡り合うというのは、子どもたちにとっても幸せなことであると思う。そのような中、教育委員会や地域が外部から優秀な指導者や有名なコーチを積極的に呼び込む仕組みがあれば、それが吉川市の魅力発信や地域力の向上に繋がるのではないかという印象もある。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 部活動という言葉に紐づいているところがあり、どうしても時間や活動日についてガイドラインに縛られるところがあるが、同じ種目でもレベルごとにチームがあってその中から選択できることなど、児童生徒のニーズに合わせた活動ができ、小林委員の意見のとおり魅力発信に繋がる活動ができると捉えている。

○荒井教育長職務代理者 同じ指導者が複数のクラブに行くようなことも想定されるのか。また、学校単位の活動であるのか。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 学校単位ではなくなると捉えていただきたい。自宅から通うということを考えると、最寄りの学校で活動するクラブを選択ケースが多いと思うが、生徒のニーズに合わせて選んでいくスタイルになっていく。指導者については、複数またがることは考えにくい、全国的に指導者の確保が難しいと言われている中で、その可能性もあるというところである。

○荒井教育長職務代理者 地域クラブの活動が学校単位でないとすると、部活動との繋がりとという視点で学校の選択制との関わりがあまりないように感じるがどうか。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 現状の動きとしては、令和10年度までに休日の活動について地域へ展開していこうとしており、平日については、引き続きそれぞれの学校にある部活動で活動するイメージである。大会等も、種目によって考え方は異なるが、基本的に学校単位で出場する学校総合体育大会にそのまま地域クラブが出られるというわけではない。平日まで展開されてくると状況は変わってくると考えているが、現時点の想定を踏まえ、選択制の前に広報したいというふうに考えている。

○岡田委員 しばらくの間は、平日は学校で活動、休日は学校とは別の指導者のもとの活動するという認識でよいか。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 そうである。

○岡田委員 指導者によって指導の仕方や方針が違うということは起こり得ることであり、指導者が異なる場合、どちらの方向性に合わせるかといった課題はよく耳にするため、気になるところである。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 そのような課題は我々も承知しているところである。また例えば、平日と休日で異なる種目のクラブに属することもあり得ることであり、今までの部活動を全てベースにするとうまくいかないところもあり、これまでの文化をどこまで継承しつつ、発展的に解消し展開していくのが協議の上で難しいところであり、多くの自治体でうまく形作れていない現状でもある。

○岡田委員 今までの部活動を発展させたものであり、費用についてはかからないという認識か。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 国の方から受益者負担の考えが示されたところであり、費用についてはかかるが、経済的困窮によって機会が失われることは避けなければならないため、市からの援助についても考えていかなければならないところである。また、地域の指導者や教職員についても、いままでの部活動ではボランティアであったところが、今後は指導者との兼職兼業の者への報酬等も考えていかなければならない。さらに保険についても、学校の活動であれば独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険でカバーされるが、地域移行後のクラブについては対象外になることから、新たにスポーツ保険に加入しなければならず、その費用も見込まなければならない。

このように次々と課題が浮かび上がってくるが、目標の期間までに完了させるため、ある程度の期限で区切りつつ、その中でひとつひとつ課題を解消しながら進めさせていきたいと思う。

○荒井教育長職務代理者 平日は教職員が指導するのか。それとも平日も地域の指導者が指導するのか。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 令和10年度までは平日は現行の部活動のとおりであるが、将来的には教員の勤務時間が終了した後の時間については、平日も休日と同じように地域の指導者が指導するか、兼職兼業を使用して指導したい教職員が行う想定である。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 2点目に第1回吉川市立小中学校学区審議会について報告させていただく。6月24日に実施した第1回吉川市立小中学校学区審議会の進捗について、現在、会議録については会議録署名人に確認しているところであり、7月中にはホームページで公開する予定である。本審議会へ2つの事項について諮問しているところであり、諮問第1号「旭小学校の通学区域を関小学校通学区域に編入することについて」は、委員の過半数の賛成をもって妥当であると判断されたところである。諮問第2号「通学区域の変更に伴う児童の安全な通学に向けた通学路及び通学方法について」は、検討中である事項も多いため、教育委員会で調査研究を行った上で改めて審議を行うこととなった。次回の審議会は9月中下旬を目途に開催を予定している。後日、このことについて答申書をいただく予定であり、答申書については、8月の教育委員会会議の際に改めて報告させていただく。

市としては答申を踏まえ、「吉川市立学校設置条例の一部を改正する条例」について、8月の教育委員会会議及び9月の市議会に上程を予定しているところである。

○荒井教育長職務代理者 諮問第1号については賛成をいただいたとの報告だが、賛成の人数はどれくらいか。

○広井学校教育課学校支援担当主幹 会長を除く委員7名中6名の方が賛成であった。

○荒井教育長職務代理者 審議会でのどのような意見が出たか教えていただきたい。

○広井学校教育課学校支援担当主幹 賛成の立場としては、「児童数の推移や保護者の思いを考えると統合はやむを得ないと思う一方、旭小学校に愛着を持っている方も多くいると思うので、正しい情報発信が必要だと思う」、「検討や進捗状況を地域や保護者にこまめに伝えてほしい」、「当事者である児童児童の意見が最も尊重されるべきと思うので、その人たちが賛同や致し方ないという意見であれば、統合については特に反対はしない」、「少人数学年は体育でもチーム戦ができなかったり、リレーができない状況などを考えると、多くの人と関わり合いながら人間関係とコミュニケーション力を培うことが子どもにとって生きる力に繋がると思うので、ぜひ統合を進めてもらいたい」、「少人数のメリットもあると思うが、児童を中心に据えた時に人間関係が固定化しないことや、

人間関係の幅が広がることは社会性の育成の上でとても大きいと感じている」、「今後の子どもたちの学びやすい、生活しやすい環境を作ってあげることにつながると思うと、編入を進めていくことは妥当であると思う」、「令和12年度の新入生の見込みが6人であることや、男女の比率に偏りがあると聞き、保護者としても不安があると思うし、合併に変わる打開策がない限り、致し方ないと感じている」、「合併に向けて児童保護者の負担がかかることがないように進めてほしい」、「編入にあたり一番不安なのは旭小学校の児童保護者だと思うが、関小学校は温かく迎える準備を整えて待っている」、「不安を感じた時には保護者同士が相談できるような関わり合いができればと思う。編入には賛成である」というご意見をいただいた。

一方で、反対の立場としては、「編入について児童、保護者に対しての説明が不十分であり、住民や保護者は納得していないと思うため、編入は早すぎる」というご意見をいただいた。

○塩入委員 住民や保護者に対する説明が不十分という意見であるが、これを打開するための説明の機会について、今後どのような予定があるか教えていただきたい。

○広井学校教育課学校支援担当主幹 詳細は後ほど報告するが、7月3日に旭小学校区に在住の未就学児保護者説明会を実施し、併せて市ホームページに、「旭小学校の今後のあり方に関する検討状況について」というページを作成し、市がこれまで実施してきた説明会の経緯や資料及びその時に出了意見などを時系列で掲載している。また、今後については、7月25日に旭地区の住民を対象とした説明会を実施する予定であり、今後も様々な手法で周知を図るとともに、丁寧な説明に努めていく。

○塩入委員 全員が賛成するというのは非常に難しいことと思うが、皆が納得できる丁寧な説明や積極的な情報提供を行っていただきたい。

○小林委員 諮問第2号についてはどのような意見が出たか。

○広井学校教育課学校支援担当主幹 諮問第2号については、委員から「スクールバスの対象にならない児童は全く新しい通学路で通学することになると思うので、きめ細かく対応してほしい」、「車の交通量の多い道路や狭い道路、横断歩道の表示が消えてしまっている道路があるので、通学路を検討する際には十分配慮してほしい」、「旭地区には農道などの狭い道が多くあるので、スクールバスのルートの検討に当たってはそうした状況を考慮してほしい」、「最近スクールバスに関する事故なども聞こえてくるが、他のスクールバスを運用している自治体は、運転手の事前のアルコールチェックや出発前の点検などをきちんと行っているのか」などの意見ごや質問をいただいたところである。

○小林委員 以前の教育委員会でスクールバス導入についてのメリットの周知を進めてい

ただきたいと意見を申し上げたところであるが、安心安全な通学は保護者も心配しており、統合にあたっての絶対条件であると考えている。そのうえで酷暑の中での通学の危険性、交通状況の変化、子どもたちを見守る地域の大人の高齢化と減少、今後の未来に向けた人口動態の変化等、スクールバスでの送迎が必要になってくることの説明や周知を十分にしていきたい。また、そういった状況を踏まえて、今後、本格的な検討に入っていく中で、検討や議論の状況については細やかに周知をしていただき、検討に当たっては地域住民や保護者の方の意見を十分に捉えていただきたく思う。

○広井学校教育課学校支援担当主幹 学区審議会には地域の代表や保護者の代表も委員となっており、そうした方々の意見や、先ほどいただいた酷暑日や人口の今後の見通しなども含め、様々な視点での情報提供を図りながら、意見をいただきたいと考えている。児童の安心安全な通学が最も大切であると捉えており、それらの実現に向けた検討を引き続き進めていく。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 3点目に「児童数の減少に伴う旭小学校の再編に関する説明会」の報告させていただく。7月3日に実施の旭小学校区の未就学児保護者を対象とした児童数の減少に伴う旭小学校の再編に関する説明会についてであるが、本説明会は5月19日に実施した旭地区連合会理事会での説明の場において、「未就学児保護者の方から当事者である私たちの話を聞いてほしい」、「小学生保護者に向けての説明会は実施していると思うが、未就学児保護者を対象とした説明会を実施してほしい」という声を受け、実施したものである。当日は午前と夕方に同じ内容で2回開催し、参加者は34名で、世帯では対象69世帯のうち25世帯である。事務局からの説明後、4名から6名程度のグループを作り、ワークショップのような形式で保護者同士が意見を出し合いながら通学について期待すること、不安なこと、配慮してほしいこと、決定までのプロセスなど様々な意見や質問をいただいた。内容については、吉川市のホームページにおいて公開し、本日机上に同様のもの置かせていただいた。また、小さい子どもも多く来た関係もあり、1時間しか開催ができなかったため、事前に参加者からいただいた質問に対しては、プリントで配布し、回答をさせていただいた。今後においても検討や進捗状況について適時情報発信に努めていくとともに、当事者である保護者に寄り添った対応をしていきたいと考えている。

○岡田委員 保護者からどのような意見が出たか教えていただきたい。

○広井学校教育課学校支援担当主幹 グループワークの中では率直な意見交換が行われたほか、終了後にも個別に様々なご意見をいただいた。いくつか紹介させていただくと、

賛成の方からは「市の案どおり、令和10年4月から統合してほしい」、「家族の中でも意見が分かれており、説得をするためにも進捗状況について情報を得ることができるように工夫をお願いしたい」、「議会で否決されてしまったらどうになってしまうのか」という声があった。一方で、「小学校を選択制にしてもいいのではないか」、「在校生はそのままの学校で卒業できないのか」、「児童数の推移を見る限り、まだ統合しなくても大丈夫ではないか」、「少人数ならではのきめ細やかな対応がなくなってしまうのではないか」という声もあった。また、統合に向けた具体的な内容についての意見や質問も多く、「スクールバスの運行や運用方法は決まっているのか」、「通学班はどうなるのか」、「関小学校での学校生活の環境変化による影響について不安がある」、「体操着や帽子、教材についてはどうなるのか」、「学校行事の際に保護者は駐車場に止められるのか」、「統合後の旭小学校の校舎はどうなるのか」などの声をいただいたところである。

○岡田委員 保護者に対してこまめに情報提供をしていただくと安心するのではないかと
思う。また、教職員も不安に感じていると思うので併せて情報提供をしていただきたい。
参加者69世帯のうち25世帯の方が参加されたとのことで、この34人というのは子ども
も含めた数か。

○野見山教育部副部長兼学校教育課長 子どもを除いた保護者の数である。

○岡田委員 今回の説明会の開催についてはどのように周知したのか。

○広井学校教育課学校支援担当主幹 市の住民基本台帳から旭地区に住む未就学児を含む
世帯を抽出し、個別に郵送で案内を出させていただいた。

○岡田委員 多くの方に知っていただくべき問題であり、個別郵送ということで、的確に
周知していただけたと思う。

◎閉会の宣告（午後4時30分）

○清水教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了した。閉会にあたり、荒井教育長職
務代理者よりごあいさつをお願いします。

○荒井教育長職務代理者 充実した会議になったと感じている。

1学期が終わり、大きな事故もなく、無事に終了し大変よかったと思う。一方で熱中
症など、夏休みで学校外にはなるが、引き続き大人が大切に見守らなければとも考える。

今回の議題にもあったが、旭小学校の件や中学校の部活動について議論が進む中で、や
はり保護者や地域の住民が望んでいるのは、早めの情報提供であると感じた。ぜひ、細
やかな情報の周知に務めていただきたい。

○清水教育長 これで令和8年第7回吉川市教育委員会会議を閉会とする。

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和8年8月19日

教 育 長

教育長職務代理

委 員

委 員

委 員